

公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第22号
最終改正 令和8年3月11日和医大規程第90号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則（以下「規則」という。）に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第2章 一般競争入札参加者の資格等

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第4条 法人は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(一般競争入札参加者の資格)

第5条 規則第30条に規定する一般競争入札については、和歌山県における一般競争入札参加資格を準用し、次に掲げる要綱等により一般競争入札参加者の資格を得た者を、それぞれ法人における一般競争入札参加者の資格を有する者として認めるものとする。

- (1) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱
- (2) 和歌山県建設工事等入札参加審査要綱
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱
- (4) その他理事長が認める競争参加者の資格を定める要綱等

2 理事長は、前項で規定する者以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、和歌山県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

第3章 公告等及び競争

(競争入札の公告、通知)

第6条 競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を、一般競争入札にあっては法人ホームページへの掲載及び掲示により、公告しなければならない。また、指名競争入札にあっては、その指名する者に通知しなければならない。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札にあっては、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 競争入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項

- (6) 契約書の要否
- (7) 入札無効の要件その他入札について必要な事項
(競争入札の見積期間)

第7条 競争入札に付する場合は、その入札期日の前日から起算して次に掲げる見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 1件の予定価格が500万円未満のもの 1日以上
(指名競争入札に限る。)
- (2) 1件の予定価格が5,000万円未満のもの 10日以上
- (3) 1件の予定価格が5,000万円以上のもの 15日以上
(競争入札の予定価格)

第8条 競争入札に付する場合は、その競争入札に付する事項の価格(財産の交換に係る契約にあっては、それぞれの財産の価格の差額とする。以下本条中において同じ。)を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならない。

- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 4 予定価格は、これを変更することができない。ただし、入札に付しても落札者がいないときであって、その後経済事情の変動等により当該予定価格が明らかに不相当と認められるに至った場合は、この限りでない。

(競争入札の入札保証金)

第9条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札金額の100分の5以上の額に相当する入札保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の入札保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 国債又は地方債 債権金額(割引の方法で発行された国債又は地方債であって担保の提供の日より5年以内に償還期限が到来しないものについては、発行価格)
 - (2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債権、資金運用部資金法(昭和26年法律第100号)第7条第1項第9号に規定する金融債地方債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
 - (3) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)の保証(当該保証を証する書面を提出させ、その提供を受けたときは、遅滞なく当該保証をした銀行又は金融機関との間に保証契約を締結することが必要) 保証証書に記載された保証金額
 - (4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - (5) 銀行が引き受け、又は保証し、若しくは裏書きをした手形 手形金額(その手形の満期日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
 - (6) 銀行に対する定期預金債権(当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させることが必要) 当該債券証書に記載された債権金額
 - (7) その他確実と認められる担保で理事長の定めるもの 理事長の定める額

(入札保証金の納付の免除)

第10条 規則第34条ただし書きの規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札の参加資格を有する者で、過去2年間に、国、地方公共団体等又は法人とほぼ同種、同規模の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法人及び和歌山県の資格登録制度(登録による資格の有効期間が1年を超えるものに限る。以

下「入札参加資格登録制度」という。)に基づく入札参加資格を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) その他理事長が入札保証金の免除を認めたとき。

(入札保証金の還付)

第11条 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金納付の際に還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

3 落札者が契約を締結しないときは、落札者の納付した入札保証金(納付に代えて提供された担保を含む。)は、法人に帰属する。

(入札説明会)

第12条 入札公告、指名通知(以下「公告等」という。)及び入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(競争入札の入札)

第13条 競争入札の入札者は、次に掲げる事項を記載した入札書を、入札条件のとおり提出しなければならない。

(1) 入札価格

(2) 工事名、工事場所、物件の名称、規格、数量及び単価その他入札の内容となるべき事項

(3) 入札保証金の額(担保の提供をもって代えるときは、担保の種類及び価格)

2 入札を行う場合は、第10条の規定による場合を除き、入札保証金(担保の提供を含む。以下同じ。)を納付したことを証する書面を提出させなければならない。

(代理人による入札)

第14条 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(入札書の引換等の禁止)

第15条 入札者は、提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することができない。

(競争入札の開札)

第16条 競争入札の開札は、公告又は通知した入札の場所において、入札後直ちに、入札者を立ち会わせて開札しなければならない。入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(競争入札の再度入札)

第17条 法人は、第16条の規定により競争入札の開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(せり売り)

第18条 規則第31条の規定で特に必要がある場合においてせり売りに付するときとは、動産の売り払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをするときとする。

第4章 落札者の決定等

(競争入札落札者の決定)

第19条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札後直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができる場合)

第20条 法人は、競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするることができる。

2 前項において、最低価格をもって入札した者以外の者を落札者と決定したときは、当該措置を必要とした理由を明らかにし、落札者決定後直ちに、落札者及び最低価格をもって入札した者で落札

者とならなかった者に必要な通知をするとともに、入札者に適宜の方法により落札があった旨を知らせなければならない。

- 3 法人は、競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

第20条の2 法人は、一般競争入札により支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規則第32条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 法人は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 法人は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 4 法人は、落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 5 法人は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 6 法人は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第6条の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

第5章 指名競争入札

（指名競争入札によることができる場合）

第21条 規則第30条第2項第2号の規定により一般競争に付することが不利と認めるときは、次の場合とする。

- (1) 不信用又は不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 契約上の義務違反のおそれがあり法人の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

（指名競争入札の参加者の指名）

第22条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者をなるべく5名以上指名しなければならない。

（指名通知）

第23条 指名競争に付するときは、第6条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第24条 第4条、第5条及び第7条から第20条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第6章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第25条 規則第30条第3項第1号の規定により契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約に付そうとする場合とは、次の各号の一に該当するときとする。

- (1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

- (2) 特殊な性質を有する品物を買入れ、若しくは契約について特別な目的があることにより品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。
 - (3) 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
 - (4) 試験問題の作成、印刷等行為を秘密にする必要があるとき。
 - (5) 外国で契約を締結するとき。
 - (6) 国、地方公共団体その他公益法人と直接契約を締結するとき。
 - (7) 事業経営上、特別な必要性に基づき、物品の買入れ若しくは製造をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
 - (8) 公債又は債権の買入れ又は売払いをするとき。
- 2 規則第30条第3項第3号の規定により競争に付することが不利と認められるとして随意契約に付そうとする場合とは、次の各号の一に該当するときとする。
- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関係する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき
 - (2) 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき
 - (3) 契約の時期を失するとき
 - (4) 打ち切った工事を再起工するとき
- 3 規則第30条第3項第4号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格は契約の種類に応じ別表に定める額を超えない額とする。
- 4 規則第30条第4項の別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。
- (1) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (2) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (3) 落札者が契約を締結しないとき。
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から法人で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者から法人の定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から法人で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提

供を当該施設から法人で定める手続により受ける契約をするとき。

(5) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から法人が定める手続により、買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者から法人で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(6) その他随意契約とする特別の理由があるとき。

5 前項第2号の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

6 第4項第3号の場合においては、その落札金額の制限の範囲内で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格の積算の省略)

第26条 第8条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は予定価格の積算を省略することができる。

(1) 法令に基づき取引価格(料金)が定められているもの、又は、その他特別な事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約することが不可能若しくは困難であると認められるとき。

(2) 前号以外の契約で、その予定価格が契約の種類に応じ別表に定める額を超えないとき。

(分割契約)

第27条 第25条第4項第2号及び第3号により随意契約によろうとする場合、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取)

第28条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第26条の規定に準じて予定価格を定め、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げる事項については、1人から見積書で足りる。

(1) 分解しなければ見積もることができない備品等の修繕

(2) 官公署との契約

(3) 会場借上料のうち、契約書を作成し、又は請書を徴することを要するもの

(4) 特定の者でなければ履行できないもの

(5) 同一の品質、規格、仕様等で業者により価格が異なるもの

(6) 緊急に実施する必要がある建物、設備、備品等についての小規模修繕(契約の予定価格が100万円未満のものに限る。)

(7) 第25条第4項第2号の規定により随意契約をするとき。

(8) 物品調達に係る簡易公開入札(公立大学法人和歌山県立医科大学の物品調達に係る簡易公開入札実施要領(平成22年制定)によるものをいう。以下同じ。)又は役務調達に係る簡易公開調達(公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領(平成22年制定)によるものをいう。以下同じ。)により随意契約をするとき。

(9) 前号により見積書を徴収したにもかかわらず見積者がいないとき、又は落札者がいないとき。

(10) 予定価格が第25条第3項に規定する額を超えない契約で、第25条第4項第4号に規定する福祉施設等において製作された物品を調達するもの

(11) 第25条第4項第4号に規定する福祉団体等からの役務の提供を受けるもののうち、予定価格が第25条第3項に規定する額を超えるものについて、2人以上の者からの見積書がなく、再度、第25条第4項第4号の規定により随意契約をするとき。

(12) 予定価格が第25条第3項に規定する額を超えない契約で、第25条第4項第4号に規定する福祉団体等からの役務の提供を受けるもの

(13) 予定価格が第25条第3項に規定する額を超えない契約で、第25条第4項第5号に規定する認定を受けた者が新製品として生産された物品を当該認定を受けた者から調達するもの若しくは借り入れるもの

(14) 予定価格が第25条第3項に規定する額を超えない契約で、第25条第4項第5号に規定する認定を受けた者から新役務の提供を受けるもの

(15) 災害時等において緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- (16) 予定価格が第25条第3項に規定する額を超えない契約で、役務調達に係る簡易公開調達の対象業務以外の業務（建設工事（和歌山県工事執行規則（昭和28年和歌山県規則第25号）第2条に規定する工事をいう。）、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）について、契約業務の調達の手続き及び内容を法人ホームページに掲載し、及び担当課（室）で備え付けたうえ、和歌山県又は法人の入札参加資格を持つ者から見積書を提出（郵送を含む。）させて契約の相手方を決定する方法により随意契約をするとき。
- (17) 前項により見積書を徴収したにもかかわらず見積者がいないとき、又は落札者がいないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が50万円未満の場合においては、見積書の徴取を省略することができる。

第7章 契約の締結

（契約書の記載事項）

第29条 規則第33条に規定する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約の変更及び解除
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要な事項

（契約書の省略）

第30条 規則第33条ただし書きに規定する契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる契約をいうものとする。

- (1) 単価契約等により契約書を作成する必要がある場合を除き、契約金額が契約の種類に応じ別表で定める額を超えない契約をするとき。
 - (2) せり売りに付するとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について特に契約書を作成する必要がないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略しようとする場合において、特に必要と認めるときは、契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

（契約保証金）

第31条 法人と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の額に相当する契約保証金を納付しなければならない。ただし、継続的、反復的な業務（習熟に時間を要する業務は除く。）を行う複数年契約に係る契約保証金の額は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の額とする。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

（契約保証金の免除）

第32条 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関又は公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第5条に規定する競争入札の参加資格を有する者で、過去2年間に、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、

かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) その他契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の変更及び還付)

第33条 契約保証金の額が変更された場合において、既に納付された契約保証金の額が変更後の契約保証金の額に満たないときはその満たない額を契約者に納付させ、既に納付された契約保証金の額が変更後の契約保証金の額を超えるときはその超える額を契約者の請求により返還しなければならない。

2 契約保証金は、契約履行後に還付しなければならない。ただし、契約の種類により契約履行後も担保を必要とする場合は、その全部又は一部を留保することができる。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

第8章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第34条 規則第35条第1項に規定する監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立ち会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをしないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第35条 規則第35条第2項に規定する検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立ち会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査職員は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を第37条第1項に規定する検査調書に記載して財務担当理事に提出するものとする。

(検査の時期)

第36条 検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書等の作成)

第37条 検査職員は、検査を完了した場合においては、第38条に定める場合を除き、検査調書又は検収調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書等を作成する場合においては、当該検査調書等に基づかなければ、支払いをすることができない。

(検査調書等の省略)

第38条 前条に規定する検査調書等は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が契約の種類に応じ別表で定める額以下の契約に係るものについては省略することができるものとする。

(監督及び検査の委託等)

第39条 監督及び検査は、特に必要があるときは、法人の教職員以外の者に委託して行わせることができる。

(兼職の禁止)

第40条 検査職員及び前条の規定により検査を委託された者は、監督職員及び前条の規定により監督を委託された者との職務を兼ねることができない。

第9章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

第41条 資産を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記若しくは登録の前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

第42条 代価の支払については、契約により支払期限を設けた場合を除き、原則として債務を計上した日の属する月の末日をもって締め切り、その翌月末までに支払うものとする。

2 契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

3 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

(立替払)

第43条 法人の役員及び職員が職務遂行のため、物品の購入、借入、請負、その他の契約を行い、代金を支払ったときの取扱いは、立替払事務取扱要領による。

第10章 雑則

(雑則)

第44条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。ただし第25条、第26条、第30条及び第38条の改正規程並びに別表を加える改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月3日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月14日から施行する。

附則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年10月23日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第25条、第26条、第30条及び第38条関係）

1 工事又は製造の請負	400万円
2 財産の買入れ	300万円
3 物件の借入れ	150万円
4 財産の売払い	100万円
5 物件の貸付け	50万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円